

藤沢市優良建設工事表彰要綱

制 定 昭和54年5月31日

改 正 平成9年9月11日

平成12年3月31日

平成15年3月31日

平成27年3月31日

平成29年4月 1日

(目的)

第1条 この要綱は、この市が発注した建設工事（以下「工事」という。）のうち、他の模範となる優れた工事を施工した者を表彰することにより、適正な施工と技術の向上を図るため、表彰することについて必要な事項を定めることを目的とする。

(表彰の対象)

第2条 表彰は、契約金額 5,000,000 円以上の建築工事（設計を含む。）及び契約金額 2,000,000 円以上の建築工事以外の工事を対象として、次の各号のいずれかに該当するものとする。ただし、工事实績が同一業種全体の平均検査評点以上のものとする。

- (1) 適正な現場管理、施工技術、仕事に対する熱意があり、でき映えが優れ、他の模範となるもの。
- (2) 著しく困難な条件を克服して完成したもの。

(表彰の方法)

第3条 被表彰者に対しては、表彰状及び記念品を授与する。

(失格事項)

第4条 第2条に定める表彰に該当する場合であっても、過去2箇年及び当該表彰をする日までにおいて、本市発注工事で指名停止の処分を受けた者は、表彰の対象としない。

(推せん手続)

第5条 第2条に基づき表彰の候補者があるときは、工事担当課長は、推せん調書（第1号様式）を契約課長に提出するものとする。

(優良工事表彰審査委員会)

第6条 第2条及び第3条に定める表彰の審査を行うために、藤沢市優良工事表彰審査委員会（以下「審査委員会」という。）を置くものとする。

2 審査委員会は、藤沢市工事業者等選考委員会設置規程（平成9年訓令甲第6

号)に定める工事業者等選考委員会の委員，検査指導課長及び契約課長をもって組織する。

3 審査委員会の委員長は，財務部長が充て，会務を掌理する。

4 委員長に事故があるときは，総務部長がその職務を代理する。

(会議)

第7条 審査委員会は，委員長が召集する。

2 審査委員会は，委員の半数以上の出席により成立し，その議事は出席者の過半数で決定し，可否同数のときは，委員長の決するところによる。

3 審査委員会に書記を置き，契約課職員をもって充てる。

(関係職員の出席)

第8条 委員長は，必要があると認めたときは，関係職員の出席を求め，意見又は説明を聞くことができる。

(被表彰者の決定)

第9条 被表彰者は，審査委員会の審査結果に基づき，市長が決定する。

(表彰の時期)

第10条 表彰の時期は，原則として毎年10月末日までに行うものとする。ただし，市長が特に認めたときは，この限りでない。

附 則 (昭和54年5月31日告示第23号)

(施行期日)

1 この要綱は，告示の日から施行する。

(経過措置)

2 この要綱による表彰は，昭和53年度工事から適用する。

附 則 (平成9年9月11日告示第153号)

この要綱は，告示の日から施行する。

附 則 (平成12年3月31日告示第358号)

この要綱は，告示の日から施行する。

附 則

この告示は，平成15年4月1日から施行する。ただし，第6条の改正規定(「税務管財部長があたり」を「財務部長を充て」に改める部分を除く。)は，公表の日から施行する。

附 則

この告示は，平成27年4月1日から施行する。

附 則

この告示は、平成29年4月1日から施行する。